

平成24年度の雇用保険率が変わります

平成24年4月1日から、以下のとおり変更になりますので、被保険者負担分等にご留意願います。

<平成23年度>

事業の種類	保険料率	内 訳	
		被保険者負担	事業主負担
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000



<平成24年度>

事業の種類	保険料率	内 訳	
		被保険者負担	事業主負担
一般の事業	13.5/1000	5/1000	8.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
建設の事業	16.5/1000	6/1000	10.5/1000

なお、平成24年度の労働保険年度更新(申告・納付期限:平成24年6月1日～同年7月10日)の際に、前年度の保険料算定基礎額(賃金総額)を新年度も使用する場合、料率が異なるため、保険料も前年度と相違することになりますので、併せてご注意願います。

[雇用保険料率について:厚生労働省ホームページはこちら](#)